

令和8年度 服装・頭髪のきまり

目的 全校生徒が自立と社会参画を目指し、誰に見られても誰と接しても恥ずかしくない服装・頭髪を心がけ、自立し、社会へ出る際の糧とする。

服装について(儀式で指定されたとき以外は冬・夏どちらを着用してもかまわない)

1 冬の服装(10月～5月が目安)

- ・本校指定のブレザー制服にズボンまたはスカートを着用する。スカートの丈は膝が隠れる程度とする。
- ・ズボンには黒のベルトをする。
- ・ブレザーの下は白のワイシャツとし、ネクタイまたはリボンを付ける。
- ・冬の服装着用時はスクールセーター、ベスト(いずれも無地・単色、ボタンなし)、手袋の着用を認める。
※コートは単色、学校の風紀を乱さない、華美でなく地味で堅実なもの。
- ・ワイシャツの中は目立たない肌着を着用する。
※ブレザーを着用する場合はネクタイ、リボンを必ず着用する。
※セーター、ベストに関して、朝礼時に上着を着用していれば可。またセーター、ベストのみの登校は不可。
またブレザーから大きくはみ出るようなサイズのもの不可。(袖、腰)

2 夏の服装(6月～9月を目安)「1学期終業式・2学期始業式」

- ・白のワイシャツをズボンまたはスカートの中に入れて着用する。ネクタイ、リボンは着用しなくともよい。
もしくは本校指定(校章入り)のポロシャツを着用する。ポロシャツにはネクタイ、リボンは着用しない。
ポロシャツはズボンやスカートの中に入れて着用しなくてもよい。
- ・ワイシャツ・ポロシャツの第1ボタンをはずしてもよい。
- ・夏の服装についても、スカートの丈、ベルト、下着は冬の服装と同じである。
- ・必要に応じて6月下旬より体育着登校を認める。

3 運動の服装

- ・夏冬とも本校指定のものを着用。(新旧の運動着はどちらを着用してもよい。)
- ・運動会練習期間は体育着登校とする。
- ・6月下旬から9月中旬までを体育着(半袖、ハーフパンツ)登校許可期間とする。
期間等については別紙に定める。

4 履物・靴下について

- ・通学時は体育の授業で使える運動靴を使用する。
- ・上履きは規定のものを使用し、足先にクラス、名前、かかとも黒で名前を書く。
- ・靴下は、無地・単色でワンポイントは可とする。ルーズソックス、くるぶしの出るソックスは着用しない。
- ・冬服の時はストッキング(無地・単色)を使用してもよい。

5 頭髪 清潔で活動しやすい髪形を基本とする。

- ・染毛や脱色、パーマ、エクステ、剃りこみ、モヒカン、整髪料をつける等の技巧を加えない。
- ・安全面の配慮から長い頭髪(肩につく長さ)は、教員の指示により、飾り等の無いゴムで結ぶことがある。また、特異な形にならないよう個人で気をつける。
- ・髪留めはシンプルで小さく目立たない物にし、不要に多くつけない。
- ・眉は極端に細くしたり、加工をしない。手足の爪も長くしたり、加工をしない。
いたずらに流行を追うことなく、中学生としての品位を保つよう心がけること。
- ・化粧は禁止。カラーコンタクト、つけまつげ、アイプチ等、技巧を加えない。

※卒業式、入学式、始業式、終業式、修了式、離任式等の儀式的行事では頭髪を整え、靴下(黒・紺・白等)・ゴム・髪留め等は派手でなく、目立たない物とする。(防寒着は原則として着用しない。)

